



IMMIGRATION AND GLOBAL MOBILITY SERVICES

移民法 & 国際人事

経済のグローバル化は、人事にもグローバル化をもたらしました。本部門では企業および個人のクライアントに、現行の移民法や外国人雇用を管理する米国労働省の規制への準拠、NAFTA下における国際人事に関する幅広い法務サービスを提供しています。

多国籍マネージャー、専門家、投資家、起業家、大学の教職員、医療専門家、米国民の外国人配偶者、芸能人、アスリートなどのクライアントに、企業または個人のニーズに合わせた、迅速で費用効果の高いサービスを提供致します。

雇用ベースの移民・ビザ取得

当部門では、駐在員等の一時的な就労ビザから永住権取得など、雇用ベースの移民法に関するすべての法務をお手伝いしています。H、L、E、およびTNビザ、労働証明書をはじめ、優れた研究者、卓越した能力を持つ個人、および大学教員の請願、ビザ申請が含まれます。また、フォームI-9のコンプライアンスと監査、およびソーシャルセキュリティのno-match-letterの対応について、企業クライアントにアドバイスを提供しています。

外国人雇用と技術移管

米国における外国人の雇用と、機密性の高い生物学的、生化学的、技術的な情報へのアクセスは、違法なテクノロジー移管に関連する問題につながりかねません。外国人によるテクノロジー情報へのアクセスは米国内であっても輸出とみなされることがあるため、企業クライアントに、これらの法規に準拠した就業規則、手続きの作成と実施をお手伝いしています。商務省は、外国人従業員が機密技術を扱う企業に対し、「みなし」輸出許可の取得を義務付ける場合があります。ワシントンD.C.オフィスにより、これらの問題へのお手伝い致します。

クライアントサービスの重視

バーンズ & ソーンバーク法律事務所では、全てのオフィスで弁護士および法務

バーンズ & ソーンバークをお選びいただく理由

- さまざまな業種に対応
- 多岐に渡る法務サービス
- コストパフォーマンス重視
- クオリティの高い法務サービスの提供

関連分野

労働雇用法

国際法務

スタッフに直接ご連絡頂くスタイルの法務サービスを重視しています。クライアントとの個人的なつながりを犠牲にすることなく、すべての作業を社内ですべてのテクノロジーの使用により、効率の高いサービスを提供しています。雇用主のニーズや政府機関の締め切りによって必要になった場合には「緊急」要求に対応しています。また、クライアントをパートナーと考え、H.R.スタッフ、採用担当者、法務スタッフ等に基本的な移民トレーニングを定期的に提供しています。

テクノロジー

移民法案件のために特別に開発された技術により、電子的なデータの収集、およびリアルタイムでケースの進捗を管理しています。これにより、個々のケースの進捗の確認が可能です。

主な法務サービス

- H、L、E、TN等の就労ビザ申請
- 技術者、専門職、投資家、事業家、多国籍マネージャー、大学教授、研究員、医師、芸能人、スポーツ選手などのビザ申請
- 永住権申請
- 米国での日本人、外国人雇用
- Form I-9管理
- 社内のビザ、出入国記録の管理
- ソーシャルセキュリティの“no match letter (正式な所有者と適合しない、ソーシャルセキュリティ番号の不正使用に対する通知)”対策
- テクノロジーの違法輸出禁止などの法律、規制、米国商務省規則等のコンプライアンス
- ライセンス取得、秘義務契約
- グローバル人事
- 移民法関連社内研修、セミナー提供

お問い合わせは [日本語](#) でご連絡ください。

弁護士



山本真理
パートナー

P 312-214-8335
F 312-759-5646



前田千尋
オブ・カウンセル

P 312-214-2107
F 312-759-5646



サラ J. ホーク
パートナー

P 404-264-4030
F 404-264-4033